

令和 6 年度集團指導

～共通事項～

令和 7 年 3 月
富山県厚生部高齢福祉課
富山市福祉保健部指導監査課・介護保険課

注 意 事 項

令和6年度においては、高齢者への虐待により、行政処分を行った事例が発生しました。

また、人員配置の欠如や算定要件を満たしていないにもかかわらず加算を算定したり、関係法令や各種基準を遵守していない等により、介護報酬の返還を求める事例もあります。

法令違反や基準違反が判明した場合、指定の取消しや全部又は一部の効力停止などの行政処分となる可能性もあることから、今一度、関係法令や人員体制等の再確認をお願いします。

令和5年度末で経過措置が終了となった事項

1 感染症対策の強化

2 業務継続に向けた取組の強化

3 認知症介護基礎研修の受講の義務付け

4 高齢者虐待防止の推進

5 施設系サービスにおける栄養ケア・マネジメントの充実

6 施設系サービスにおける口腔衛生管理の強化

7 事業所医師が診療しない場合の減算の強化

令和6年度から義務化

感染症対策に関する措置

(全サービス共通－令和6年4月1日より義務化)

1 感染症対策検討委員会

事業所、施設における、感染症が発生し、又はまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上（施設は3月に1回以上）開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

2 指針の整備

事業所、施設における、感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

3 定期的な研修及び訓練

事業所、施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を、年に1回以上（施設は年2回以上）実施すること。

感染症対策に関する措置

1 感染症対策検討委員会

メンバー

- 幅広い職種で構成
(感染対策の知識を有する者を含む幅広い職種による構成が望ましい)
- 構成メンバーの責務と役割分担を明確化
- 感染対策を担当する者を決めておく

開催頻度

- | | |
|--------|------------------------|
| 通常 | 6月に1回以上開催（施設系は3月に1回以上） |
| 感染症流行時 | 随時開催 |

感染症対策に関する措置

2 指針の整備

- 平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）
- 感染症発生時の状況把握
- ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）
- 感染症拡大の防止策
- 医療機関や保健所、市等の関係機関との連携
- 事業所内の連絡体制

感染症対策に関する措置

3-1 定期的な研修の実施

方法

事業所内で行うもので差し支えない

内容

○感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するもの

実施回数

年1回以上（居住系、施設系は年2回以上）

※新規採用時にも新規採用職員向けに感染対策研修を別途実施することが望ましい。（居住系・施設系は必ず）

感染症対策に関する措置

3 - 2 定期的な訓練の実施

方法

実施手法は問わないもの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが望ましい

内容

○事業所の指針に基づいた**衛生管理の徹底**や**衛生的なケア**の励行

実施回数

年1回以上（居住系、施設系は年2回以上）

業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

概要

感染症や災害時でも、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症もしくは災害のいずれかまたは両方の業務継続計画が策定出来ていない場合、基本報酬を減算。

減算

施設・居住系サービス : 所定単位数の100分の3に相当する単位数
その他サービス : 所定単位数の100分の1に相当する単位数

※訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31日まで減算を適用しない。

算定要件

- ・業務継続計画を未策定の場合
- ・業務継続計画に従い必要な措置を講じられていない場合

認知症介護基礎研修の受講の義務付け

（訪問系サービス（訪問入浴介護を除く）、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く）

介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な事項を講じること

受講申込については下記リンクをご確認ください

https://www.pref.toyama.jp/1211/kurashi/kenkou/iryuu/ninchisho_kisokenshu.html

虐待の防止に関する措置

(全サービス共通－令和6年4月1日より義務化)

未実施の場合は減算

1 虐待防止検討委員会

事業所、施設における、虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

2 指針の整備

事業所、施設における、虐待の防止のための指針を整備すること。

3 定期的な研修の実施

事業所、施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回以上（施設系は年2回以上）実施すること。

4 担当者

上記1～3に掲げる、虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置くこと

虐待の防止に関する措置

1 虐待防止検討委員会

メンバー

- 管理職を含む幅広い職種で構成
- 虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい
- 他の会議体と一体的に実施することはできる

検討内容

- 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 等

実施回数

定期的に開催（少なくとも年に1回以上開催することが望ましい）

虐待の防止に関する措置

2 指針の整備

- 事業所等における虐待の防止に関する基本的考え方
- 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項
- 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- 成年後見制度の利用支援に関する事項
- 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- その他虐待の防止の推進のために必要な事項

虐待の防止に関する措置

3 定期的な研修の実施

方法

指針に基づいた研修プログラムを作成し、内部研修として実施で良い
※新規採用職員には必ず実施すること

内容

虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するもの

実施回数

年1回以上（居住系、施設系は年2回以上）

4 担当者

1～3の措置を適切に実施するための担当者を配置する